

平成28年3月31日

総務大臣
山本 早苗 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成28年2月12日付け諮問第3083号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 法人税率を23.9%から23.4%へと引き下げることを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に成立したことから、これらの法律が施行された後、改正後の税率を踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当審議会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添2のとおりである。

考え方

本件申請においては、平成27年3月に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」に基づく平成28年度の税率を前提に接続料が算定されているが、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に成立したことから、これらの法律が施行され、法人税率の引下げ等が確定した場合には、平成28年度の接続料については、これを踏まえて再算定することが適当である。

参 考

接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
(税率変更: 1.9% → 0.7%)
- ・地方法人特別税
(税率変更: 152.6% → 414.2%)
- ・法人税
(税率変更: 23.9% → 23.4%)
- ・道府県民税※
- ・市町村民税※
- ・地方法人税※

※ 課税標準が法人税額であることによる税額変更

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方
 (長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
意見1 接続料が過去にない高い水準まで達しており、LRICモデルの抜本的な見直しが必要。	考え方1	
<p>○ 今回、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)より申請がなされた長期増分費用(以下、「LRIC」といいます。)方式に基づく平成28年度の接続料は、平成27年9月14日付答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」(以下、「答申」といいます。)において適用することとされた改良モデルにより算定され、最新の実態を一定程度反映したものとなっていると認識しています。しかしながら、GC接続3分当たり6.06円(前年度比+4.8%)、IC接続3分当たり7.34円(前年度比+1.7%)と引き続き接続料上昇の傾向は変わらず、特にGC接続はLRIC導入以前も含め、過去最も高い水準となっています。なお、当該接続料は、答申において試算された改良モデルのGC接続料3分当たり水準(平成28年度:5.7円~5.9円、平成29年度:6.1~6.5円、平成30年度:6.6円~7.1円)の上限値を試算初年度にして上回る結果となっており、平成30年度には、試算上限値である7.1円を大きく上回ることも想定されます。</p> <p>このように、接続料が過去にない高い水準まで達しているのは、やはり、IP網への移行が進む現状において、現行のPSTNベースのLRICが、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」というLRICの趣旨に沿っていないためと考えられることから、LRICモデルの抜本的な見直しが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 平成27年9月14日付情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく接続料の平成28年度以降の算定の在り方」(以下「答申」という。)に示されたとおり、加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP網への移行の進展等により、電気通信分野を取り巻く環境は今後急速に変化していくことも考えられることから、適用期間内であっても、市場環境が大きく変化した場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を別途行うことが適当である。</p>	なし
意見2 マイグレーションの計画に沿ってIP網への移行が行われる場合、LRIC方式による接続料算定を通じ、客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の	考え方2	

<p>排除等を行うことは不可欠。次々期の算定期間(平成 31 年度以降)においても引き続き LRIC 方式を適用すべきであり、IP-LRIC モデルが次々期の算定期間への適用に最も適したモデル。</p>		
<p>○ LRIC 方式は、NTT 東西殿の PSTN 接続料算定における客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除等に寄与してきたと考えます。日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 殿」といいます。)より、平成 27 年 11 月 6 日に公表された「『固定電話』の今後について」において示されたマイグレーションの計画に沿って IP 網への移行が行われる場合、それに伴い NTT 東西殿による設備投資等も行われると考えられることから、LRIC 方式による接続料算定を通じ、客観性・透明性の確保、恣意性や非効率性の排除等を行うことは不可欠であり、次々期の算定期間(平成 31 年度以降)においても引き続き LRIC 方式を適用すべきと考えます。</p> <p>また、LRIC の基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な技術・設備を採用する」という趣旨に鑑みれば、IP-LRIC モデルこそが次々期の算定期間への適用に最も適したモデルであると考えます。平成 25 年から行われた長期増分費用モデル研究会の議論において、弊社共が提案した IP-LRIC モデルは、メタルケーブルを継続利用しつつコア網を IP 化するという点で、NTT 殿の公表した「『固定電話』の今後について」において示された IP 網への移行後の姿に似通っており、その事実は、当該 IP-LRIC モデルを NTT 東西殿の PSTN 接続料の算定に用いることが自然であることを示す証左であると考えます。</p> <p>なお、次々期の適用モデル検討に当たっては、NTT 殿の IP 網移行後のネットワークを構成する各設備(メタル収容装置、変換装置等)に係る仕様が早急に開示されることが必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、引き続き接続料算定に長期増分費用方式を適用する場合には、IP モデルの適用可能性について、別途検討を行うことが適当である。</p>	<p>なし</p>
<p>意見 3 平成 28 年度の PSTN 接続料は、LRIC モデルの見直しを行ったものの、値上がりとなっており、このような状況が継続すれば、接続事業者の事業運営に大きな影響を与えることから、速やかに次期モデルの適用に向けた検討を開始し、また、見直したモデルを速やかに適用すべき。なお、次期モデル</p>	<p>考え方 3</p>	

<p>については、昨年1月に長期増分費用モデル研究会において取りまとめられた IP モデルをベースに策定すべき。</p>		
<p>○ 先日認可申請が行われた平成28年度のPSTN接続料は、3分換算で、GC接続で対前年度比+4.8%、IC接続で対前年度比+1.7%と、LRICモデルの見直し（第7次モデルの策定）を行ったものの、値上がりとなっています。これは、モデル見直しにより、接続料原価が削減されたものの、その削減効果をトラヒック減少が上回ったためであり、もはや現行のLRICモデルを見直しても、接続料水準の上昇は避けられないことを示しております。</p> <p>このような状況が継続すれば、接続事業者の事業運営に大きな影響を与え、利用者料金の値上げ等の検討にも着手せざるをえないことから、利用者利便の面からも、速やかに次期モデルの適用に向けた検討を開始し、また、見直したモデルについても、現行モデルの適用期間（平成28年度～平成30年度）の満了を待たずに、速やかに適用すべきです。</p> <p>なお、次期モデルについては、マイグレーションの検討の方向性等を踏まえつつ、現在のPSTNがNGNへ移行されることを鑑みれば、昨年1月に長期増分費用モデル研究会において取りまとめられたIPモデルをベースに策定すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 考え方1及び考え方2のとおり。</p>	<p>なし</p>
<p>意見4 NTSコストについては、接続料原価への算入見直しの検討を進めることが適当。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ 当分の間の措置として、接続料原価で負担しているNTSコスト（き線点RT-GC間伝送路コスト等）については、接続料原価への算入見直しの検討を進めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>○ 答申に示されたとおり、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲ではなく接続料原価としている点については、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の抑制を図る観点から補てん対象額の算定方法を当分の間変更することとされたことに起因するものである。</p> <p>き線点RT-GC間伝送路コストの取扱いに関する御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</p>	<p>なし</p>

<p>意見5 資本構成比の算定において、貸借対照表上の簿価から算出せず、圧縮した資本構成比を用いているが、圧縮される対象の流動資産等を明確にするか、又は、簿価から直接算出した資本構成比を用いるべき。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 報酬額を算定するための資本構成比は、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比ではなく、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から圧縮した資本構成比が採用されています。しかし、一般的に資金調達手段ごとにその用途が明確になっていることは期待し難く、NTT 東・西のレートベースを構成する資産についても自己資本又は他人資本のどちらから調達されているか明確にはなっていないと考えます。そのため、レートベースに含まれない流動資産を全て「有利子負債以外の負債」から賅ったと仮定することには恣意性があり、結果的に実態に即さない高額な報酬となっている可能性が否めません。</p> <p>もし、レートベースに含まれない流動資産を現在の算定のように「有利子負債以外の負債」から全て圧縮する場合は、裁量排除の観点から、圧縮される対象の流動資産に何が含まれているのかを開示した上で、その資産に充てる資金調達の方法が「有利子負債以外の負債」であることを明確にする必要があると考えます。</p> <p>これを明確にすることができないのであれば、検証可能性の確保及び裁量排除の観点から、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いることが妥当ではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>○ 利潤の算定に当たっては、資本構成比を用いる必要があるが、この比率に係る考え方として、主に、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態等をできるだけ反映させた資本構成比を用いる方法と、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法が存在する。</p> <p>貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いる方法は、公にされる会計報告上の貸借対照表上の資本構成比を用いるため、その算定に事業者の裁量が入る余地はないものの、レートベースの構成資産に係る資金調達の実態を必ずしも厳密に反映するわけではないとの指摘がある。</p> <p>他方、NTT東西が今回の申請に用いたレートベースの構成資産に係る資金調達の実態等を反映させた資本構成比を採用する方法は、レートベースの構成資産が他人資本又は自己資本のいずれによって調達されたのかを正確に把握することは期待しがたく、資本構成比を算出するに当たって、事業者の裁量が介在する余地が存在するとの指摘があるものの、資金調達の実態を踏まえた算定を行うという観点からは一定の合理性が認められるものとする。</p> <p>報酬額を算定するための資本構成比について、貸借対照表上の簿価から直接算出した資本構成比を用いるべきとの御意見については、総務省において参考とすることが適当である。</p>	<p>なし</p>